

公共施設適正化検討方針（素案）

パブリック・コメント手続結果

- 意見募集期間　：　令和6年2月15日から3月14日まで
- 意見への対応

| 対応内容 | 件数 |
|-----------------------------|----|
| ・ 意見による修正を行うもの | 2件 |
| ・ 別記の理由・趣旨から原案のとおりとするもの | 2件 |
| ・ パブリック・コメント手続制度の趣旨と合致しないもの | 2件 |
| 意見の総数　6件 (提出者数　3人) | |

所属名：財務部　資産活用課

公共施設適正化検討方針（素案）への意見のあらましと市の考え方

| 番号 | 項 | 該当項目 | 意見のあらまし | 市の考え方 |
|----|----|--|--|--|
| 1 | 6 | 3 適正化目標 | 類似市との比較においては、寝屋川市は令和2年度の1人当延床面積は1.8728㎡であり、市民サービス向上のため、「ダウンサイジング目標」を定める基準をこの数値より大きい数値となるよう見直してほしい。 | 本方針は、現在の財政構造に変化がないと仮定すると、少子高齢化を背景とした人口減少等により、現状の施設総量を将来にわたり維持していくことは困難であることから、1人当延床面積は現状の1.85㎡としつつ、利用者数検証指標（100㎡・時間当たり利用者数）の増加を目指すものであり、「市民サービスの充実・強化」と「施設総量のダウンサイジング」を同時に実現することを目的としているため、原案のとおりとします。 |
| 2 | 10 | 5 適正化検討評価 | 適正化検討評価の説明があるが、全体に係る説明なのか一次評価の説明なのかが分かりにくい。 | 説明内容については一次評価に係る説明であるため、(1) 第一次評価（ハード・ソフト）評価の下に記載するよう記載場所を変更します。 |
| 3 | 13 | 6 最適配置、最適規模等の検討方法 <u>配置類型区分の考え方</u> (2) 準ターミナル施設 | 準ターミナル化施設については、「4駅周辺または徒歩圏内に配置」となっているが、徒歩圏内も駅周辺に含まれるのではないか。 | 4駅周辺については駅付近、徒歩圏内は駅から徒歩でもアクセスしやすい距離等を想定しておりますが、周辺に含めた考え方もできるため、「4駅周辺に配置」と変更します。 |

| | | | | |
|---|----|---|---|---|
| 4 | 15 | <p>7 検討・推進体制</p> <p>(1) 公共施設等適正化推進委員会</p> | <p>委員に市民を入れてはどうか。</p> | <p>市民参画や意見聴取については、パブリック・コメント手続や施設利用者の声を聞く中で把握しており、本委員会は、庁内で検討を進める内部組織であるため、原案のとおりとします。</p> |
| 5 | - | <p>その他</p> | <p>学校施設とコミセンなどの施設は、同じ土俵で削減を論じるべきではない。学校施設については統廃合ではなく、教育をどのように充実させるかといった観点で分析を進めてほしい。</p> | <p>本方針は、「市民サービスの充実・強化」と「施設総量のダウンサイジング」を同時に実現するための検討の方策等を示すものであり、今後、将来を見据えた施設総量のダウンサイジングを実施しつつも、これまで以上に市民サービス、市民満足度の向上を図ってまいります。</p> |
| 6 | | | <p>中核市なのに公立病院がない現状を変えるため、病院を建設するなど、公共施設を更に増加させ、安心な市民生活が送れるよう検討してほしい。</p> | |